

郵便制度と事業の現状について

郵便制度の概要①（法令上の仕組み）

●郵便法

郵便事業の運営、郵便の利用及び取扱いに関する基本的な事項を規定

◎郵便法施行規則

郵便法の委任を受け及び郵便法を実施するための細目的な事項を規定

○郵便約款

郵便の役務に関する提供条件について記載
(公社と利用者との間の契約関係を規定)

○日本郵政公社業務方法書

(郵便の)業務の実施要領について記載(国が公社に遵守させるべきものを規定)

(注) 郵政民営化後は、業務方法書は郵便業務管理規程となり、その内容は郵便事業株式会社の行う郵便の業務に限定される

「郵便の定義」

郵便法に基づき日本郵政公社及び郵便事業株式会社が行う信書及びその他の一定の物（大きさ等の制限の範囲内の物）の送達の業務をいうものとされている

郵便制度の概要②（サービス）

(1) サービス内容

サービス提供の原則

- あまねく公平（郵便法第1条）
- なるべく安い料金（郵便法第3条）
- 検閲の禁止（郵便法第8条）、秘密の確保（郵便法第9条）等

基本サービス

- ◎ 内国郵便（郵便法による分類。重さのほか大きさによる制限有り）
 - 通常郵便物
 - ・ 第一種郵便物（封書等）（原則4kg以下）
 - ・ 第二種郵便物（はがき）
 - ・ 第三種郵便物（定期刊行物）（1kg以下）
 - ・ 第四種郵便物（盲人用点字等）（3kg以下）
 - 小包郵便物（30kg以下）
- ◎ 国際郵便（万国郵便連合条約による）
（通常（書状:2kg以下、点字:7kg以下等）、小包:30kg以下、EMS:30kg以下）

付加価値サービス

- 基本サービスに付加価値を伴う特殊取扱（法定特殊取扱）書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達、年賀特別郵便（任意特殊取扱）翌朝郵便、新特急郵便、配達記録郵便、本人限定受取郵便、配達日指定郵便、保冷郵便、巡回郵便、電子郵便

(2) サービス水準

集配頻度

- 引受け
 - ・ ポスト※1 週7日
 - ・ 窓口※2 週5日～7日

※1 ポストは各市町村内及び特別区内に満遍なく設置（郵便法施行規則 § 24② I（業務方法書の認可基準））
※2 郵便局はあまねく全国に設置（日本郵政公社法 § 20）
- 配達（原則）
 - ・ 通常郵便物※3 週6日 1日1回
 - ・ 速達郵便物※4 速達としないものに優先して送達（実態は週7日 1日3回）
 - ・ 小包郵便物※5 速達郵便物に準ずる

※3 郵便法 § 75の6②三、郵便法施行規則 § 24③、業務方法書 § 15①、②
※4 郵便法 § 60、内国郵便約款 § 103
※5 特段の定め無し

送達日数

- ・ 通常郵便物※6 原則3日以内（実態は原則翌日～翌々日※7）
 - ・ 小包郵便物※8 原則翌日～翌々日※7（その他、役務の提供条件に応じた送達日数を設定）
- ※6 郵便法 § 75の6②IV、業務方法書 § 18、内国郵便約款 § 93
※7 各郵便局において郵便日数表（サービスレベル一覧表）を掲示
※8 特段の定め無し

配達地域

- 原則として全国あまねく戸別配達※9
- ※9 郵便法 § 75の6②III、郵便法施行規則 § 24③、業務方法書 § 16、内国郵便約款 § 77

料金

- 通常郵便物については原則として全国均一

郵便事業の経営状況（概要）

〔引受郵便物数〕

- 平成13年度をピークに減少傾向が続き、平成18年度においては246.8億通となっている。
- 特に郵便物の太宗を占める通常郵便物については、インターネットの普及によるeメールへの移行、企業のコスト削減努力等のため減少が著しい(5年間で約39億通の減少(▲15%))。

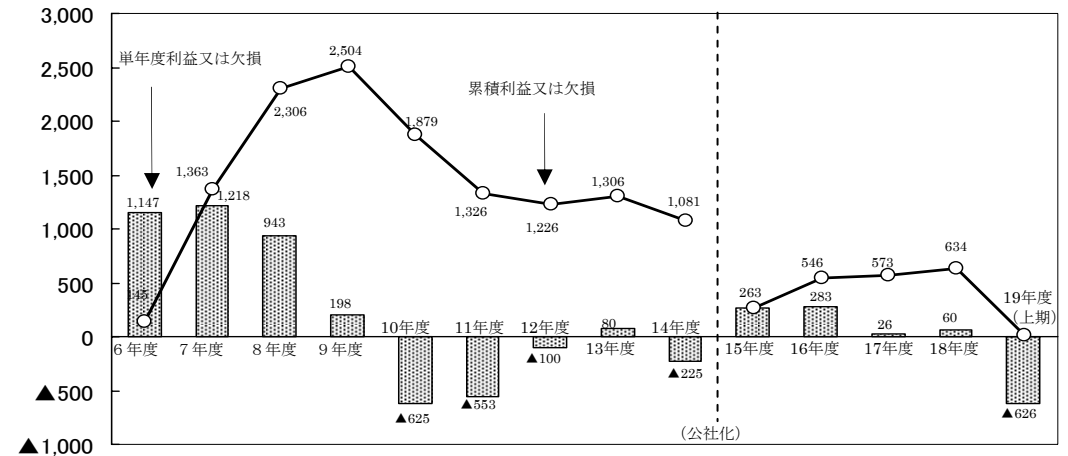
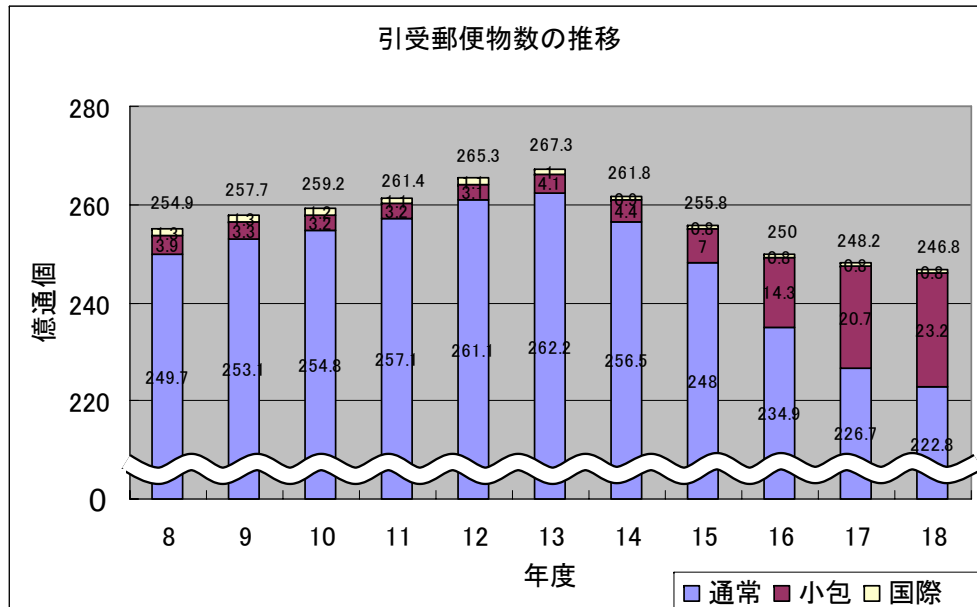
〔損益の状況〕

- コスト削減などに努めた結果、公社発足以降4年連続で黒字を確保

(平成15年度:263億円、平成16年度:283億円、平成17年:26億円※1、平成18年度:60億円※2)

※1 競争力強化に向けた経費等が増加したため黒字幅は大幅に縮小

※2 本年5月23日(水)公社発表によるものであり、今後会計監査人による監査を経て確定される



(注)

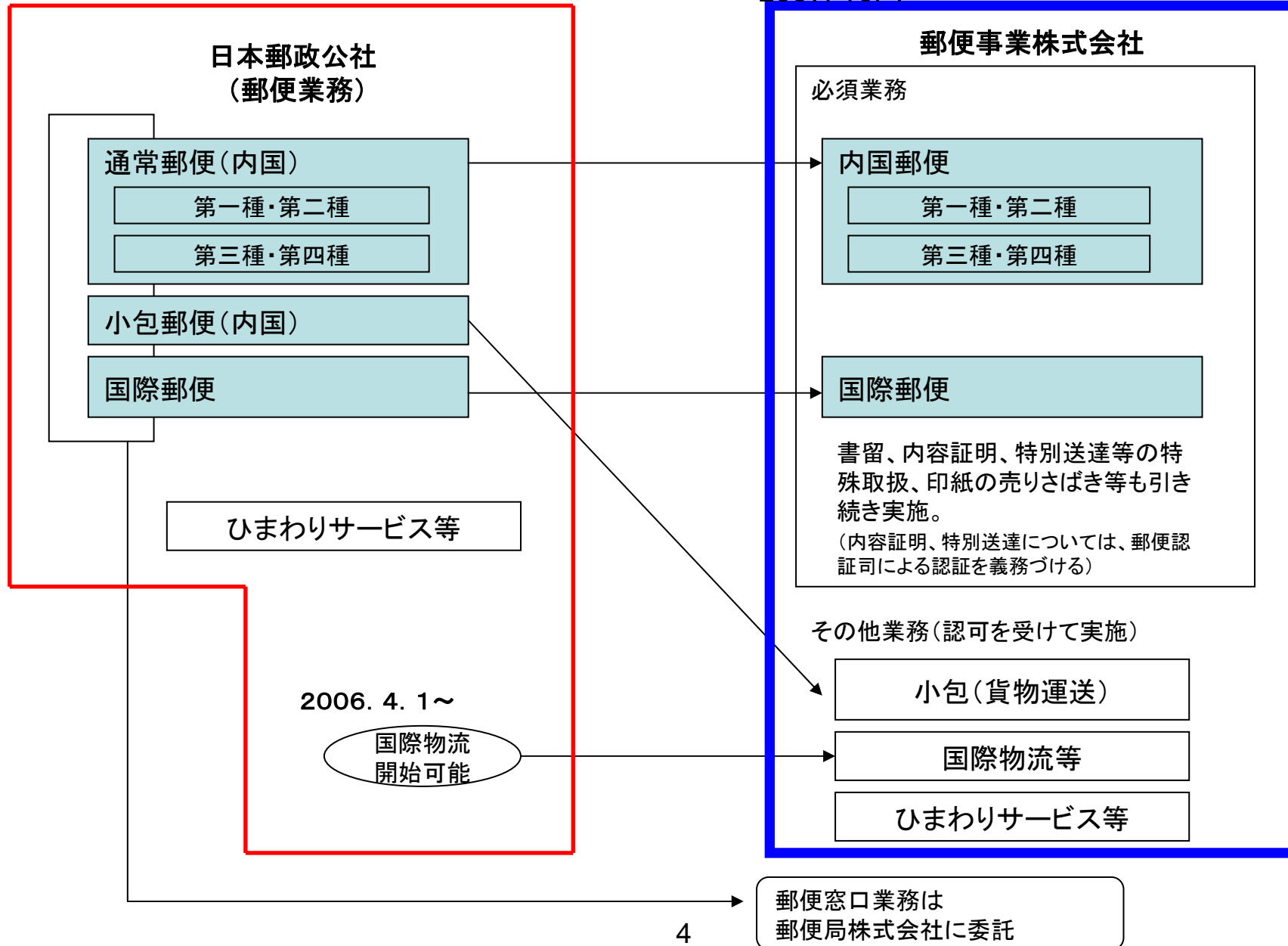
①公社化にあわせ、企業会計原則に基づく会計処理に変更したことから、平成15年度以降の計数と平成14年度以前の計数との単純比較はできない。

②19年度(上期)の数値は、第2期中期経営目標による(民営化経費等は除く)。なお、郵便は下期に需要が高まるという特性(年賀状)があるため、例年上期は赤字となる。

(H17(上期):▲701億円、H18(上期):▲714億円)

民営化に伴う郵便事業運営形態の変化

2007. 10. 1～



【参考1】郵便サービスへのアクセス拠点

郵便局	24, 574局 【内訳】 普通局1, 294局、特定局18, 924局、簡易局4, 356局 (うち集配局は3, 661局) ※ いずれの市町村(特別区を含む。)にも1以上の郵便局を設置(公社法施行規則 § 2 II)
郵便切手類販売所	155, 069か所
ゆうパック取扱所	68, 225か所
郵便ポスト	191, 423本 ※ 各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置(郵便法施行規則 § 24② I (業務方法書の認可基準))

(郵便局数は平成18年度末現在、その他の数値は平成17年度末現在)

【参考2】国際郵便について（その1）

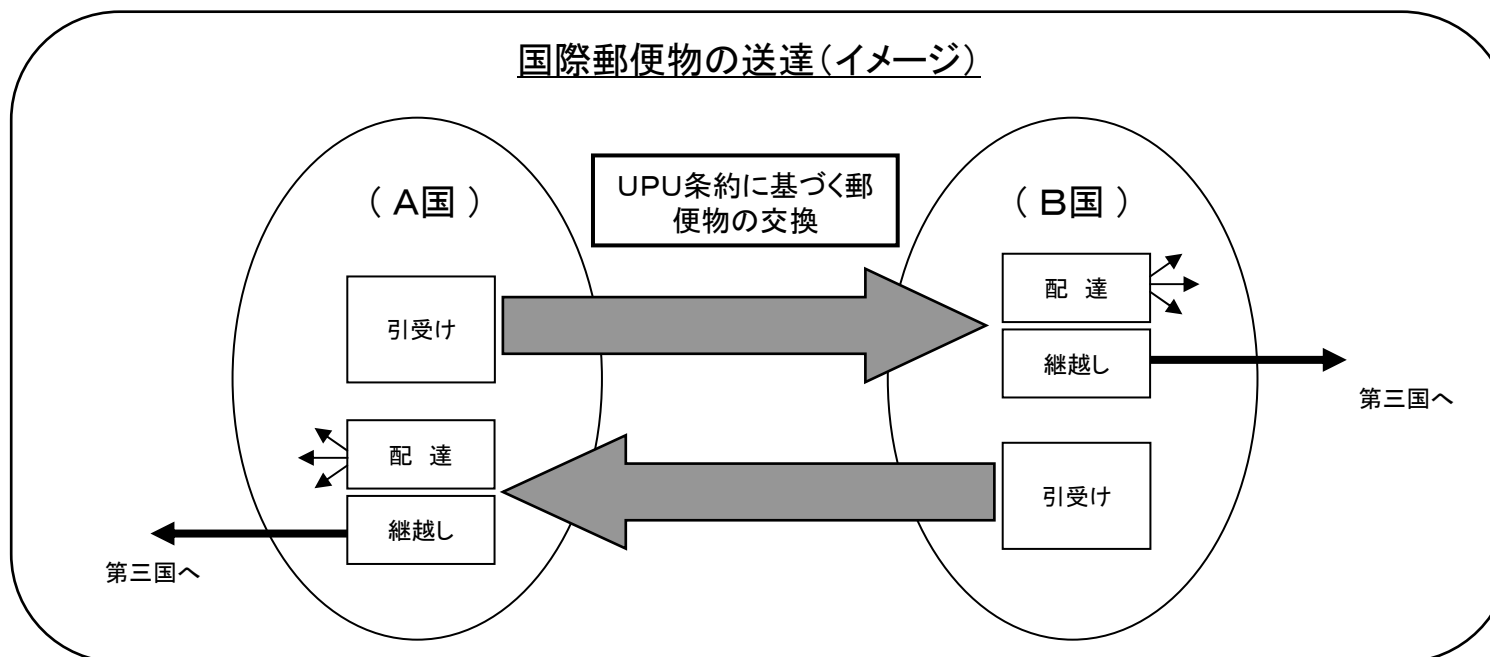
(1) 国際郵便とは

国際郵便は、万国郵便連合(UPU)条約(*)に基づき、国際間で交換されている。

UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※ UPUは、郵便業務の効率的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という目的の達成に貢献するために、1874年(明治7年)に設立された国連の専門機関(加盟:192カ国・地域)。我が国は1877年(明治10年)に加盟。

UPU条約とは、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及びその施行規則を総称する。



(2) 国際郵便の実施者

UPU加盟国においては、UPU条約上の義務を各国の「郵政庁」(我が国では、総務省及び日本郵政公社)が責任を持って遂行し、国際郵便を実施。

近年、郵便事業に関し、国(監督機関)と事業の経営主体を分離する国が増えているが、UPU条約上の義務履行主体に関し、民営化された組織は排除されておらず、英国等においても郵政事業体が履行している。我が国においては、郵政民営化後は「郵便事業株式会社」が公社に代わって条約の義務を履行することとなる。

【参考例】

英国:ロイヤル・メール(旧コンシグニア)、米国:USPS、ドイツ:ドイツ・ポスト、ニュー・ジーランド:ニュー・ジーランド・ポスト

(3) 国際郵便の業務区分

UPU条約における国際郵便の業務は、次のように分けられる。

業務の区分	義務/任意の別	主な具体的役務
基礎業務 (条約第12条)	義務	通常郵便物、小包郵便物
追加の業務 (条約第13条)	義務	書留、受取通知の返信業務、国際郵便料金受取人払業務の返信業務、国際返信切手券の引換え
	任意	保険付、速達、受取通知、国際郵便料金受取人払業務、国際返信切手券の販売
その他 (条約第14条)	任意	国際スピード郵便(EMS)、電子郵便

(注)我が国においては、郵便法第75条の3の規定に基づき、郵便の役務に関する提供条件について、公社が郵便約款を定め、総務大臣が認可している。